

平成19年4月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

青森県 アウトソーシング商談会の開催

青森県では、アウトソーシングを外部資源の有効活用による公共サービスの質の向上と効率化を目指した民間開放全般を意味するものとして、民間の様々な分野の人たちのアイデアや意見等をもらって、県業務のアウトソーシングの新たな展開を図るため、3月に「青森県アウトソーシング商談会」を開催しました。

その商談会においては、企業、NPO法人、地域づくり団体等の民間団体から、「具体的な県事業をより効率的に実施できる」、「イベント等の県事業を一緒にやりたい」、「アウトソーシングの進め方自体について提案したい」などの意見をあらかじめ募り、個別に意見を交換しました。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/gyokaku/1903shodankai/syoudankaihp.htm>

神奈川県 NPO 等による県の事業評価結果の活用

神奈川県では、NPO等と県との協働の一環として、NPO等に県の事業を評価させ、その結果を効果的・効率的な事業の推進等に活かす事業評価を実施しています。

18年度は、総合防災センター企画運営事業等の3事業についてNPO等による事業評価の対象としており、3月にその評価結果の活用状況等について、公表しました。その一つである「県のたより作成事業」については、紙面の見やすさ等の観点から、県民にとって読みやすく、親しみやすい広報誌になっているかの評価をしてもらいました。その評価結果である表紙の工夫、企画記事の表現の工夫等についての提言に対して、それぞれの提言の趣旨を踏まえ、さらに工夫を重ねていきたいとしています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/gyoukaku/3seisakuhyouka.html>

和歌山県 「わかやま改革と発展の政策」の総括

和歌山県では、施策の重点化等独自の施策展開を図り、その取組状況を県民にわかりやすく示すため「わかやま改革と発展の政策」を策定していましたが、その進行管理の総括として、平成18年11月時点での評価を実施し、19年2月に公表しました。

その結果は、140の重点項目について、18年度の数値目標に対する達成度（見込み）で評価し、完了が5項目、順調が59項目、概ね順調が60項目、遅れているが13項目、未評価が3項目となっています。

このうち農林水産部関係では、順調が「地産地消」ビジネス等12項目、概ね順調が多様な農業の担い手の育成等5項目、遅れているがみかんのマルチ栽培園地の拡大等3項目となっています。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000600/seisakujo/soukatsusinko.html>

山口県 18年度施策改善の結果

山口県では、「施策評価」、「事業評価」及び評価結果に基づき施策・事業を改善する「施策改善」の3つの取組で構成されている政策評価システムの一環として、「施策改善」を平成19年3月に実施し、平成19年度当初予算への反映状況（主な19年度事業）を整理・公表しました。

具体的には、23の政策（県民活力の発揮等）を構成する71の施策（魅力ある県民活動の推進等）について、18年9月に実施した施策評価の結果を踏まえ、事業や取組の改善・見直しを行っています。

農林水産業関係では、政策「活力に満ちた農林水産業の振興」の施策「生産を支える基盤の整備」の評価結果Bに対し、県産素材を活用した食品加工研究推進事業等を新規に実施することとしています。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10000/s-hyouka/18kaizen.html>

オーストラリアの規制影響評価について

オーストラリア連邦政府の規制影響評価は、規制影響報告書（Regulatory Impact Statement；「RIS」）と呼ばれ、議会への報告義務があること以外の基本的な枠組みは、各国で行われている規制影響評価と変わらない。

2006年、RISの大幅な見直しが行われたところから、生産性委員会・規制レビュー室（Productivity Commission・Office of Regulation Review；「ORR」）を訪問し、新しいRISについて、調査した。

（注）ORRは、連邦政府の各省から独立した立場でRISを総括し、RISのガイドラインを策定して各省庁に対する指導を行う部署である。（現在は「最良慣行規制事務室（Office of Best Practice Regulation；「OBPR」）」に移行。）

1．RISの意義

RISは、新しい規制（既存の規制の改正を含む。以下同じ。）を講ずる際、その規制の影響を検証するため、当該規制の担当省が原則として取り組むことを求められているもので、当該規制案が、「体系的かつ客観的」で、「確実かつ明白な方法で情報が徹底的に検討」され、「純便益、純費用に応じて位置づけ」されていることを証明するものである。

言い換えれば、RISは、当該規制に係る意思決定過程がきちんと必要な手順を踏んでいることを明らかにするためのもので、その限りにおいては規制の制定に重要な役割を担っているが、一方、政策の決定に対する影響の度合いはそれほど大きくない。政策決定は様々な要因や背景に基づいて行われるものであり、RISはその根拠情報の一部に過ぎず、その結果如何にかかわらず、政策決定は総合的な判断の上に立って行われる。

2．RISの7つの要素（elements）

新しいRISでは、次の7つの要素について、実施手順もおおむねこの順番で、検討が行われる。

問題の所在を絞る。

なぜ政府まで関与する必要があるのか、を明らかにする。まず市場に取り組ませるようにすべきだからである。

政府が達成しようとしている目的は何か、を明らかにする。

政府が問題の解決策を提供することができないかもしれないからである。

規制をするか、しないかの選択肢を見つける。

影響（impact）を分析する。

各選択肢を検討し、それぞれについて費用便益

分析（必要に応じて危険分析）を行う。それには、「何もしない」つまり「現状のまま」という対応も含まれる。またビジネスコスト計算機（後述）を使って、規制遵守費用（compliance cost）を数値化する。

コンサルテーション（関係者に意見を聞く過程）ステートメントを行う。

聴取した関係者の意見を踏まえ、影響の分析をグループ別や主要関係者ごとに行う。

優先選択肢（preferred option）を選定する。

政策助言者が政策決定者にどの選択肢が優先順位が高いかを伝える。

レビューを実施する。

規制が施行されれば問題は解決済み、ではなく、モニタリングを行わなくてはならない。これは、「規制に関するサンセット・クローズ（Sunset Clauses）」と呼ばれている。

3．費用便益分析の結果の役割

2の で述べているように、RISでは、必須的に費用便益分析が行われている。しかしながら、費用便益分析の結果が「1」以上でなければ当該措置を講ずることはできない、とはされてはいない。すなわち、RIS内では、すべての選択肢が検討された後、最も適切な選択肢とされるのは純利益（net benefit）が最も高いものであるが、それに対する純費用（net cost）をどう考えるかを決めるのは政策決定者次第である。

言い換えれば、便益が費用を大きく上回ることが望ましいが、費用の方がまだまだ高いとき（「1」を超えていないとき）には、そういう結果であることを明確にした上で分析結果が提出され、政策決定者は、こうした分析結果を含む様々な根拠を総合的に踏まえて、規制をするかしないかを決定する。「1」を超えないからと言って、直ちに規制をしないということにはならない。

なお、2006年11月に公表された新しいRISガイドライン「Best Practice Regulation Handbook」（www.obpr.gov.au）では、便益や費用の算出方法が詳細に述べられている。

4．RISを行わなくても良い場合

例えば重大な疾病の発生に対応するための規制等、緊急時の規制はRIS実施の例外となっており、これはオーストラリアだけではなく、アメリカやイギリス等の各国においても同様である。

その他にも、以下のような例外が設けられている。

- ・特定の政府購入の検討を含む規制
- ・国家安全保障の利益になる規制
- ・国際協定の下で単に政府の義務を果たすだけの

主要立法又は委任立法

- ・特定の選挙公約を実施し、その公約を実行する代替手段を検討する余地がない規制

5. どの程度のRISを行うかの予備的分析

オーストラリアでは、全ての規制に対して本格的なRISを行っているわけではなく、「予備的分析」を行うことにより、過大な作業を防止している。予備的分析は、次のような手順で行われている。

ステップ1 実行可能なすべての選択肢の検討

規制のあるなしにかかわらず、考えうる選択肢の全てを考慮し、規制措置が必要と判断されれば、ステップ2に進む。

この段階で規制措置をとらないとされたものは、ステップ2以降の検討は必要とされないが、問題解決の見通しについての検討は求められる。

ステップ2 規制案の影響の予備的分析

ステップ2では、ビジネスコスト計算機（Business Cost Calculator ;「BCC」）を使って、講じようとする規制から考えられそうなビジネスや個人、経済に関わる規制遵守費用や、影響を明らかにする。

BCCは、ITを利用したツールで、政策作成者が必要事項をコンピューターに入力することにより、さまざまな政策の選択肢の規制遵守費用を見積もるのに役立つよう作られている。「クイックスキャン」と「コストオプション」の2つの主要機能があり、活動基準原価計算法を使って、ビジネスにかかる規制に対する規制遵守費用の数値化の標準処理を自動的に行うことができる。

規制遵守費用は、政府規制を順守するために必要となる業務にビジネスが要する直接費用のことである。規制により次の9種類の業務が新たに発生する場合に「ビジネスが負担する規制遵守費用が発生する」ことになる」とされている。

- ア 公的機関への報告
- イ 規制の必要条件に対応するための教育
- ウ ビジネスを行うための許可
- エ 義務付けされた器具や備品の購入
- オ 記録の義務付け
- カ 監査や査察等への協力費用が生じる業務
- キ 提出書類の作成費用が生じる業務
- ク 規制により、経営に無関係な性質の費用が生じる業務
- コ その他

（BCC クイックスキャン）

BCC クイックスキャン機能とは、規制遵守費用を含む可能性があるかどうかをはっきりさせるために提案の予備的評価をするもので、この機能によって出力されるのは、次のBCCコストオプション段階へ進むべきかどうかに関する指示である。

主な入力事項

- ・政策問題と選択肢の性質についての説明
- ・影響を受けるビジネスの数
- ・9種類の規制遵守費用のいずれかが発生する業務を行わなければならないかどうか

（BCC コストオプション）

BCC コストオプション機能は、規制遵守費用の十分な評価をするもので、出力されるのは、個々の規制遵守業務と全体の規制遵守費用に関する一連の報告である。これは、BCC リポートと呼ばれる概略報告にもなる。

主な入力事項

- ・コンプライアンス業務の性質
- ・その業務を遂行するのは誰か
- ・各業務はどれくらいの時間がかかり、どれくらいの頻度が必要か
- ・関連する労働力とその他のコスト

ステップ3 OBPR（当時はORR）との協議

ステップ3では、以上の見極め作業の結果に基づき、下図のどのレベルの分析作業を行うべきかについて、担当省庁とOBPRとの間で協議する。

		規制遵守費用		
		ゼロ / 小さい	中位	重大
競 走 影 響	ゼロ / 小さい	措置なし	BCC リポート	BCC リポートを 含む RIS
	重大	RIS	BCC リポートを 含む RIS	BCC リポートを 含む RIS

ステップ4 規制分析のレベルの決定

ステップ3までの検討の結果を踏まえ、どのレベルの分析作業を行うべきかが決定される。

2005年度においては、以上の予備的分析の結果、ステップ1で規制を要するとされた約2万6千件の案件のうち、本格的なRISを実施したものは96件とのことであった。（伊藤）

出張報告

抜本的なシステムの見直し 宮崎県の政策評価

以下の報告は、19 年 3 月、当センター伊藤が宮崎県庁を訪問し、調査した結果を取りまとめたものである。同庁のご協力に心から感謝申しあげる。

1. 取組みの経緯

宮崎県の政策評価は、平成 14 年度に試行が行われた後、15 年度から本格的に取り組み、17 年度以降、毎年度、評価システム等を見直しが行われている。19 年度以降の政策等に関しては、2 で述べるように評価システムを（調査者に言わせれば「抜本的に」）見直すとともに、知事が交代したこともあって、新知事のマニフェストをベースにした評価に模様替える方向で検討中とのことであった。

2. 評価の体系

宮崎県では、総合長期計画（元気みやざき創造計画）に掲げられた宮崎県の基本目標である「5 つの将来像」を実現するため、行政活動を「政策」（25）、「施策」（209）、「事業」（約 1,600）の 3 段階に整理し、各段階ごとに評価が行われてきた（事業評価については従来から絞り込みが行われ、18 年度は主要 363 事業についてのみ実施されている。）

18 年度分の評価までは、各部局において各段階の第 1 次評価を行い、それを受けて評価担当部局である総合政策課が各段階の第 2 次評価、及びとりまとめを行っていた。しかし 19 年度からは、事業評価を行うことは止め、各原課は施策に関してのみ第 1 次評価を行い、総合政策課において、財政課が毎年実施している「事務事業の見直し作業」の過程で各原課に作成させる書類等を参考に第 2 次評価を行うとともに、その結果から政策の進捗をとりまとめた「政策レポート」を作成する、という手法に変更する方向で、検討中とのことであった。

3. 評価指標

評価の指標については、総合長期計画に掲げられているもの（平成 21 年度目標）を各年度に割り戻す

などして用いており、指標化できない成果も含まれるが、新知事のマニフェストのこともあって、成果を評価するのに適当な指標であるかどうか、全体的に見直しを行っているところとのことであった。

4. 評価の特色

政策評価は、構成施策の状況、成果指標、県民意識調査結果、社会経済情勢の変化等を評価材料とし、これらの判定結果を総合して行われる。

政策評価の構成施策の状況については、各施策評価の結果の平均値を用いて、また、成果指標については各成果指標の達成率の平均値を用いて判定される。

県民意識調査は、調査標本の 3500 人を人口割で各市町村に割り振り、政策の推進状況の受け止め状況についてアンケートしている。もし「進んでいない・あまり進んでいない」が 50% 以上となった場合は、評価を下げる方向で判定される。

社会経済情勢の変化等は、県の施策推進とは別に県民生活に影響を与えた事象を評価に勘案する。評価の客観性をより高めるものである。

政策評価のランク付けは、18 年度までは行われていたが、19 年度以降は行わない方向とのことであり、施策評価については、引き続き 19 年度以降も、ABCD によるランク付けが行われる。

18 年度より、各評価シートに所属名、部長・課長名を記載することとし、責任の所在の明確化が行われた。評価シートは公表されるため、各部課長の評価に対する関心をさらに高めることにつながったようである。

5. まとめ

宮崎県では、評価作業に予算面でのイニシアチブがないため、これまで評価担当者は、評価結果をどのように政策や施策の見直し、そして毎年 7～8 月に実施される事業の見直しに反映させるか、に試行錯誤を繰り返してきた、というのが、調査者の素直な印象であった。19 年度以降の評価に関するいろいろな見直しが思い切ったものであるだけに、それが吉と出ることを願う次第である。（伊藤）

編集後記

年度替わりで、新人の季節になりました。新しく組織に入ってきた人たちは、文字通り希望に胸を膨らませていることと思います。その一方で、退職する人たちもいるのが世の道理で、当センターでも、谷口が定年ということで 3 月いっぱい退職しました。

私が新人であった頃、当時の課長が、組織というもの、人が去りまた人が入ってくるが、それでも同じ組織として動いていくもので、またそうすることが組織人の使命だとお話になったことを覚えています。我々一同そのような心掛けをしていますので、今年度もよろしくお願いします。（永山）

AFFPRI report

平成 19 年 4 月 15 日 No.78

（財）農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13

三会堂ビル 9 階

TEL 03・3568・2107

FAX 03・3568・2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>